

議第 9 号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成31年3月20日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

公印の印影印刷の立合い義務を廃止するため改正を行う。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成二十一年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「常に職員を印影の印刷に立ち合わせ」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）新旧対照表

(新)

第一条から第八条まで 略

(印影の印刷)

第九条 公印の押印に代えて公印の印影を印刷するときは、あらかじめ当該公印管理者の承認を受けなければならない。

2 公印の印影を印刷しようとする者は、印刷が終わつたときは、印刷に使用した印影の原版を当該公印管理者に引き継がなければならない。

3 略

附 則 略

別表（第二条関係） 略

第1号様式から第3号様式まで 略

(旧)

第一条から第八条まで 略

(印影の印刷)

第九条 公印の押印に代えて公印の印影を印刷するときは、あらかじめ当該公印管理者の承認を受けなければならない。

2 公印の印影を印刷しようとする者は、常に職員を印影の印刷に立ち合わせ、印刷が終わつたときは、印刷に使用した印影の原版を当該公印管理者に引き継がなければならない。

3 略

附 則 略

別表（第三条関係） 略

第1号様式から第3号様式まで 略